

令和6年度山口県立大学の障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年度における山口県立大学の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を基準として目標を設定する。

さらに、来年度以降においては、物品等の調達の事例を学内各部局に周知徹底すること等により、更なる目標値の引上げを図る。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（1） 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等からの調達が円滑に進むよう、総務部管財部門は、各障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を各部局に提供する。

（2） 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

ア 各部局は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。

イ 公立大学法人山口県立大学会計規則第27条第2項第4号の規定に基づき指名競争入札をする場合の入札参加者の指名に当たっては、障害者就労施設等の提供能力を考慮し、当該障害者就労施設等を積極的に指名するものとする。

（3） 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、公立大学法人山口県立大学契約事務取扱規程第20条第1項第6号の規定による随意契約を積極的に活用する。

4 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、今年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、山口県立大学ホームページに公表する。